

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十四条第四項に規定する発
行手数料等に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十七年十月二十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十八号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十四条第四項に規定す
る発行手数料等に関する条例施行規則を廃止する規則

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十四条第四項に規定する発
行手数料等に関する条例施行規則（平成十六年一月奈良県規則第三十五号）は、廃止す
る。

附則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。